

関西電力株式会社高浜発電所第2号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について
(第3回分割申請分)

(電気事業法に基づく申請の概要)

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

2019年 8月 2日 (関原発第186号)

補正年月日等：

2019年 9月27日 (関原発第265号)

2. 発電所の名称及び位置

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW (今回申請分)

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子力設備

3 計測制御系統設備

主配管

7 原子炉格納施設

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：計測制御系統設備及び原子炉格納施設の改造

6. 申請理由

平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の

改正及び関連規則の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な設備の工事に伴い変更する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件(同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。)に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。